

令和8年度徳島小松島港クルーズ船等受入促進業務仕様書

1 業務名

令和8年度徳島小松島港クルーズ船等受入促進業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

徳島小松島港に寄港するクルーズ船・スーパーヨット（以下、「クルーズ船等」という。）の乗客、乗組員等（以下「乗客等」という。）がスムーズに乗下船を行い、観光を楽しんでいただけるよう受入体制を整えるとともに、徳島の良さをPRできるおもてなし（歓迎イベント、お見送り、観光サポート、その他イベント等）、安全対策等を行う。

また、船社や旅行会社等を招聘したファムツアーや意見交換会等の開催により、クルーズ船等の受入時の対応の充実と理解を促進するとともに、寄港地としての魅力強化を図り、クルーズ船等の寄港の定着化、新たなクルーズ船等の誘致、さらには本県への観光客のリピーター確保につなげる。

3 業務の内容

（1） クルーズ船受入れに関する業務

徳島小松島港への寄港が見込まれるクルーズ船21回（外国船16回・日本船5回 ※オーバーナイト2回あり）の寄港時の受入れに係るおもてなしの企画、関係機関等との連絡調整、協議（申請等含む）、実施を行うこと。

別添-1（委託想定表）において、「○」を付けた項目が本業務の対象となる。ただし、本業務は県との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様書の変更、委託料の変更等については、必要に応じて県と協議の上、対応すること。

ア 会場設営（設計、施工、施工管理）等

会場とは、徳島小松島港沖洲（外）地区、本港地区、金磯地区及び赤石地区岸壁並びに当該岸壁背後地をいうものとする。

なお、外国船の受入れ主体は本県、日本船の受入れ主体は当該岸壁の所在の市とする。

（ア） 会場配置図・動線図等の作成

- 会場配置図は、県、市、船社（船舶代理店を含む）、港湾荷役業者等と連絡調整を行うとともに、協議に基づいて作成すること。
- CIQ（税関・入管・検疫）関係用のブース（外国船）、各種テント、トイレ、看板、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」による制限区域（以下「制限区域」という。）、その他の必要となる設備・備品等を適切に設置すること。
- 関係者車両、一般見学者車両、タクシー、シャトルバス、観光バス等が効率的に移動・駐車できるよう動線図を作成すること。

（イ） 会場の設営・撤去等

- 会場は、本業務の目的を達成できるよう設営し、備品等について過不足なく、適切に設置、運用すること。なお、別添-2（県備品表）に掲げる県の備品を利用することができる。
- 県の備品は、県有倉庫（小松島市小松島町字新港）に保管している。
- 会場運営が早朝、夜間となる場合は、照明灯を設営するなど安全面も考慮すること。（投光器等による離岸・接岸時の係留索の作業安全対策も含む）
- 悪天候、暑さ、寒さ対策を行うこと。（雨除け用テント、テント内の冷暖房器具等の配置）
- 会場内は、歩行者の安全対策を十分考慮した上で、効率的な通行動線を確保すること。
- 会場へ接続する道路を安全かつ円滑に通行できるよう、看板等の設置を行うこと。なお、看板設置に関しては道路管理者及び警察と協議し、必要に応じて所要の手続等を行うこと。
- クルーズ船乗客等や周辺の住人に配慮するため、会場周辺の適切な場所にクルーズ船

- 寄港への協力等の看板等を設置すること。
- ・ 身体障害者への対応に配慮すること。
 - ・ 安全面、衛生面（清掃等）に十分に配慮すること。
 - ・ 感染症対策はじめ、疾病、ケガ等の発生に対して適切な救急対応（救急車・消防車の手配等）ができる体制を構築すること。
 - ・ 会場内でアナウンスが聞こえる設備体制（機材等）を整えること。
 - ・ 乗客に外国の方が多く見込まれる時は、多言語のアナウンス、案内看板・表示等の掲出を行うこと。
 - ・ 雷、津波等異常事態発生時には、災害発生時対応マニュアル（4安全管理・人員体制等）に従い避難誘導等を多言語で行うこと。
 - ・ 乗客数等を考慮し、必要に応じて、スムーズな通信が可能な Wi-Fi サービスの提供を行うこと。
 - ・ 県との協議に基づき、乗客等の人数や国籍に合わせ、両替商の手配に努めること。
 - ・ 県が貸与した法被や旗、着ぐるみ（すだちくん等）は、クリーニング等を行い返却すること。
 - ・ それぞれの会場には、港湾荷役利用者がいるため、当該利用者と事前調整を行うこと。
なお、赤石地区の場合は、会場に県有工作物（有刺鉄線付きフェンス）があり、当該会場の利用者と協議を行い運営に支障のないように当該工作物を移動・再設置すること。

イ 会場等の警備及び交通誘導

- ・ 会場配置計画に基づき、関係者等と協議の上、警備計画を作ること。
- ・ 警備員については、関係法令等に基づく資格を有する者を配置することとし、当該資格を有する他の事業者に再委託することを可能とする。
- ・ 制限区域の警備に関しては、関係者等と協議の上、当該区域の警備に経験を有する警備会社を用いることとし、埠頭保安管理者（徳島県）の指示に従うこと。
- ・ 制限区域となる会場内への入場については、事前に入場する人・車両等を把握し、名簿を作成するとともに、入場者へ通行許可証を送付すること。また、当日警備員及び広報員等を配置し、入場者の確認を行うこと。

ウ スタッフの配置

- ・ 本業務の目的を達成するため、総括責任者や各部門の責任者を定め、受入れにかかる連絡調整・協議・必要な申請書類作成・提出を行うこと。
- ・ 適切な運営を行うために必要な人数及び能力を備えたスタッフを会場等に配置すること。

エ シャトルバスの運行及び管理等

- ・ 本港地区、金磯地区、赤石地区の岸壁へ寄港の場合は、岸壁とＪＲ南小松島駅との間に適切な台数のシャトルバスを運行すること。なお、沖洲（外）地区岸壁寄港の場合は県と協議の上、運行について決定する。
- ・ シャトルバス運行に関しては、関係する機関（国や市等）と事前調整、協議等を行い、効果的かつ効率的な運営を図ること。

オ タクシーの手配

- ・ 沖洲（外）地区、本港地区、金磯地区、赤石地区の岸壁へ寄港の場合は、乗客等の求めにより、タクシー会社に配車の依頼を行うこと。なお、タクシーの手配に関しては関係法令（営業区域）を遵守すること。

カ おもてなしイベント等の企画・実施

- ・ クルーズ船寄港中、徳島らしく乗客等の心に残るおもてなしイベントを実施すること。
なお、夜間の開催も想定されるため、投光器等用い安全面に配慮すること。
- ・ おもてなしイベントに関して、他県のイベント事例等の情報収集を行い、取りまとめるとともに、有効な内容については当該おもてなしイベントへの取り入れに努めること。
- ・ 物産販売の企画・業者調整を県、市及び関係団体と行った上で実施すること。

キ 通訳サポーターの手配及び配置・管理

- ・ 県との協議に基づき、乗客等の人数や国籍に応じ、通訳サポーターを手配し、会場や駅（南小松島駅・徳島駅）に配置し、管理すること。

ク 初寄港等歓迎セレモニー

- ・ 本県への初寄港及び当該年度初寄港時に会場又は客船内で寄港歓迎セレモニーを実施すること。なお、実施に当たっては、県、市、船社（船舶代理店を含む）等と連絡調整を行い、協議によりその内容、役割、実施体制を決定すること。
- ・ 必要に応じ、台本作成・司会進行・代表者挨拶の翻訳及び当日の通訳対応として、該当言語の通訳士の手配を行うこと。
- ・ 県と協議の上、徳島らしい記念品や花束等を手配すること。

ケ 一般見学者受付に関する対応

- ・ クルーズ船寄港時前日まで県 HP 上で募集を行っている一般見学者の受付業務及び当日、岸壁での一般見学者に対して、案内を実施すること。

(2) スーパーヨット受入れに関する業務

- ・ 本県へのスーパーヨット寄港時の受入れに係る業務を行うこと（2回程度を想定）。
- ・ 実施に当たっては、県・市・船社（船舶代理店を含む）と連絡調整を行い、協議によりその内容、役割、実施体制を決定すること。

(3) クルーズ船等受入の効果検証業務

- ・ 各受入れに対して、乗客等に県内観光の行き先、消費金額、感想等のアンケート並びにバス事業者及び観光事業者等にヒアリングを実施し、交通動態の把握や経済効果を分析すること。（アンケート内容等については、県と協議すること。）
- ・ シャトルバス乗降者数の調査を実施すること。
- ・ 物産販売業者に対して、販売状況、感想等のアンケートを実施すること。

(4) クルーズ船等の寄港誘致に関する業務

- ・ 国内外のクルーズ船等の寄港地選定に関わる要職者（船社、ランドオペレーターとしての実績を有する者等）を招聘したファムツアーや市町村や観光関係者を交えた意見交換会等の手配・運営等を行うこと（年間3回程度、1回につき2日程度を想定）。開催日時は、招聘者や関係者等とのスケジュール調整結果を踏まえ、県と協議の上、決定する。
- ・ 招聘者は県と協議の上、決定するものとし、関係者への説明、スケジュール・連絡調整等を行い、招聘すること（1回につき3名程度を想定）。必要に応じ、招聘に伴う移動手段の確保、宿泊・飲食の手配を行うこと。
- ・ ツアーチャンネルは、招聘者の意向を十分に反映させた内容とすること。
- ・ 各施設との事前調整を十分に行い、視察時に各施設の担当者が立ち会い、質疑等に対応できる体制を整えること。

(5) クルーズ船等寄港時の地元食材魅力発信業務

- ・ クルーズ船等寄港時に、乗客やクルーを対象とした徳島県産食材のふるまい（試食）を行うこと（年間5回程度を想定）。
- ・ クルーズ船寄港時に、乗組員等を対象とした地元食材の魅力発信につながるモニターツアーチャンネルの手配・運営等を行うこと（年間3回程度、1回につき4時間程度を想定）。
- ・ 船社の食材調達担当者に対し、農林部局等を交えた県産食材の PR（調理方法等の実演・紹介）を行うこと（年間2回程度を想定）。なお、日程・内容等については県と協議の上、決定することとする。

4 安全管理・人員体制等

- (1) 雷、津波等の災害発生時対応マニュアルを作成すること。クルーズ船等の寄港当日は、運営責任者（総括責任者の兼務可能とする）を岸壁に常時配置し、災害等発生時には上記マニュアルに沿って適切に対応すること。
- (2) おもてなしイベントスタッフ及び通訳サポートー等の負傷並びに第三者に対する賠償責任に対応するためイベント保険等に加入等すること。（なお、港湾管理者の管理瑕疵に伴う損害賠償責任保険には加入済み。）
- (3) クルーズ船等受入れ時の前後に会場の清掃を行うこと。（関係法令に従いゴミ等の処分を行うこと。）
- (4) 必要に応じ、現場でスタッフ同士が情報共有を行うため、インカム等を用意すること。
- (5) 関係機関等との協議、調整等について、当該概要を記録した報告書をその都度、県に報告すること。
- (6) 随時県と協議が可能な人員体制を確保すること。また、急な航路変更や抜港等に備え、常時連絡可能な体制を置くこと。
- (7) その他、公募型プロポーザルにて企画提案のあった内容については、県と協議の上、実施に努めること。また、クルーズ船等受入促進につながる取組を積極的に提案すること。

5 費用負担

- (1) 本業務を遂行するに当たり必要となる関係者及び関係機関との連絡調整、協議、申請などにかかる経費は、契約金額に含む。
- (2) 天候等の事情により予定していたクルーズ船等が徳島小松島港への寄港を取りやめこととなった場合は、事前準備等に要した経費については、当契約に含む（実施した内容については報告書を作成すること。）。

6 実績報告

報告書は、クルーズ船等の寄港及びファムツアーや等ごとに分け整理（写真付き）すること。また、県は本業務を円滑に遂行するため、作業の進捗状況について、随時報告を求めることがある。

7 その他

- (1) 県は、本業務（再委託をした場合を含む）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求にかかる事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。
- (3) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとすること。
- (4) 受託者は、本事業の実施に起因する事故・トラブル等が発生した場合、速やかに県に報告するとともに、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類や会計帳簿等を、業務終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (6) 受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、本業務以外の目的に使用せず、本業務終了後、県に返却するものとする。
- (7) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (8) 本業務を行う上で、取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (9) 本業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (10) 本業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（講習送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の2（貸与権）及び第28条（二

次の著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定するこれらの権利は県に帰属する。

- (1 1) 県は、著作権法第20条(同一性保持権)の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。
- (1 2) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾等が必要な場合は、県と緊密な連携を図りながら、受託者が必要な権利処理を行うこと。
- (1 3) 本業務を行う上で、必要となる物品や各種業務等については、徳島県内の事業者から優先調達するように努めること。
- (1 4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して、著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (1 5) この仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。

別添-1(委託想定表)

品名	仕様	記入文字	サイズ(cm)	合計
自立看板	アルミスチール	関係者駐車場	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	2
自立看板	アルミ	赤石港シャトルバス乗降場使用 駐車規制周知	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	2
自立看板	アルミスチール	観光案内所	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	一時停止・左右確認	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	関係者以外立入禁止(Check Point)	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	2
自立看板	アルミスチール	立入禁止	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	2
自立看板	アルミスチール	出口ではありません(Not an Exit)	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	出口(Exit)	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	税関審査(Customs)	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	ゲート閉鎖時間周知看板	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミ	関係車両以外進入禁止	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	4
自立看板	アルミスチール	Free-WiFi	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミ	バス乗降場	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	2
自立看板	アルミスチール	バス駐車場	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	タクシー乗降場	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	3
自立看板	アルミスチール	タクシー駐車場	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	入口(Entrance)	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	本部(運輸局:General Headquarters)	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	1
自立看板	アルミスチール	見学エリア※エリア外の立入りを禁止します	全体 : 58X155 文字 板 : 51X135	2
差し看板	木製	関係者以外立入り禁止	文字板 : 60X20 脚 : 80	2
差し看板	木製	バス・タクシー左矢印	文字板 : 60X20 脚 : 80	2
差し看板	木製	バス・タクシー右矢印	文字板 : 60X20 脚 : 80	3
差し看板	木製	バス・タクシー右矢印(サイズ大)	文字板 : 80X30 脚 : 90	3
差し看板	段ボール	シャトルバス 右矢印(劣化・破損)	文字板 : 90X30 三食 コーン差し込み	1
差し看板	段ボール	ツアーバス 右矢印(劣化・破損)	文字板 : 90X30 三食 コーン差し込み	1

小松島本港倉庫（小松島市小松島町字新港）

品名	仕様	記入文字	サイズ(cm)	合計
棒	プラ製	のぼり棒 白		50
フェンス	プラ製	簡易フェンス(差し込み型)	100X100 脚部:20	340
消毒スタン ド				4
自立看板	アルミス チール	関係者駐車場	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	赤石港シャトルバス乗降場使用 駐車規制周知	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	2
自立看板	アルミス チール	観光案内所	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	一時停止・左右確認	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	関係者以外立入禁止(Check Point)	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	2
自立看板	アルミス チール	出口ではありません(Not an Exit)	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	出口 (Exit)	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	税関審査(Customs)	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミ	ゲート閉鎖時間周知看板	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	関係車両以外進入禁止	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	Free WiFi	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	バス乗降場	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	2
自立看板	アルミス チール	タクシー乗降場	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	2
自立看板	アルミス チール	入口 (Entrance)	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
自立看板	アルミス チール	本部(運輸局) General Headquarters)	全体: 58 X155 文字 板: 51X135	1
差し看板	木製	関係者以外立入り禁止	文字板: 60X20 脚: 80	2
差し看板	木製	バス・タクシー 左矢印	文字板: 60X20 脚: 80	2
差し看板	木製	バス・タクシー右矢印	文字板: 60X20 脚: 80	3
差し看板	木製	バス・タクシー右矢印 (サイズ大)	文字板: 80X30 脚: 90	2
差し看板	段ボール	シャトルバス右矢印(劣化・破損)	文字板: 90X30 三角 コーン差し込み	1
差し看板	段ボール	ツアーバス 右矢印(劣化・破損)	文字板: 90X30 三角 コーン差し込み	1
棒	プラ製	のぼり棒白		50
フェンス	プラ製	簡易フェンス(差し込み型)	100X100 脚部:20 (280m分5毎控え)	340
大型テント		ドームテント (送付機 空気膨張型)	W:12.6m×L:10.95m	1

小松島本港倉庫（小松島市小松島町字新港）

品名	仕様		サイズ(cm)	合計
フェンス	金属製	仮設ソーラスフェンス	H180×W180 設置台	50
バルーン ライト		三脚付き、420W、360° 方向	三脚 W146.8×H144~229	1
発電機	ガスボンベ 式	定格出力0.9kVA	L43.5×W25×H41	1

徳島小松島振興協会

品名	仕様		サイズ(cm)	合計
テント	簡易ワン タッチ	徳島小松島振興協会 6脚タイプ	折り畳んだ状態H180	3